

答 申 第 1 0 7 号  
平成28年12月28日  
(諮問公第123号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成27年11月12日付けで、「事件番号000007の違反入力文書（別添資料）にある 4 点数入力の理由 3 違反入力に判断（伺い）の文中に「単独走行であったことを確認」とある根拠、証拠等（現認係、停止係の証言内容）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年12月11日付け鹿交指第169号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成28年1月4日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが本件対象公文書に含まれていることが全く想定できないことから、恣意的な不開示決定と疑わざるを得ない。

イ 交通違反に関する個人情報は、開示請求者本人に関するものでも全て不開示決定であることを一般論とした不開示決定は不当である。

ウ 処分理由説明書には、「対象公文書について」と記載されているが、求めているのは、一般的な情報公開ではなく、個人情報の開示請求である。

エ 違反入力の伺い文書中に「否認事案（基本事件送致）」とあり、また、審査請求人本人に対して行政処分が既に科されていることから、対象公文書が存在することは明らかである。

オ 取締り時において、先頭車両（軽ワゴン車 白色）、2台目（トヨタ アルテッツァ 紺色）、3台目（審査請求人運転車両）の順番で停車させられたが、「4 点数入力の理由」として「存在しない前車」との文言が用いられており、その内容を確認するため開示請求を行った。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反した特定の個人である審査請求人の氏名、交通違反日時、場所、交通違反時の状況等が記録されている文書

#### (2) 不開示決定の理由

ア 条例第10条（公文書の存否に関する情報）に該当

(イ) 当該公文書の存否を答えること自体が、条例の規定により不開示とされている個人の権利利益を侵害することとなり、不開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできない。

(ロ) 本件開示請求は、個人を特定した「交通違反」に関する公文書の開示請求であり、仮に、存否応答拒否による不開示決定処分を行わず、対象公文書が存在するときは開示、一部開示又は不開示、対象公文書が存在しないときは不開示という処分を行った場合、特定された個人に関する交通違反の有無に関する個人情報明らかになる。

(ハ) 一般的に個人の交通違反の有無に関する個人情報は、他人に知られることにより、遵法精神を疑われる、社会的評価が低下するなどの不利益を被るおそれがあることから、条例に規定する不開示情報に該当する。

本件開示請求は、対象公文書の存否を答えるだけで、不開示情報を明らかにすることになるから、公文書の存否を明らかにしないで不開示決定とした。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年1月27日	諮問を受けた。
5月12日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
5月16日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
5月30日	審査請求人から意見書を受理した。
10月21日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
11月22日	諮問の審議を行った。(審査請求人から意見を聴取)
12月20日	諮問の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

本件処分において、諮問実施機関は上記3のとおり対象公文書及び不開示決定の理由を説明している。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、条例第7条第1号の不開示情報該当性及び同第10条の公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

### ケ) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

### イ) 本件対象公文書の条例第7条第1号該当性

対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人である審査請求人が道路交通法に違反した際に作成された、審査請求人の氏名、交通違反日時、場所、交通違反時の状況等が記録された文書であり、特定の個人である審査請求人が道路交通法に違反したという特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7

条例第1号本文に該当すると認められる。

また、対象公文書は、特定の個人の道路交通法違反に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

審査請求人は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が対象公文書に含まれていることが想定できないことから、恣意的な不開示決定である旨主張しているが、情報公開条例に基づく開示請求権制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 対象公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性について

対象公文書は、上記ア(イ)で述べたとおり、特定の個人である審査請求人が道路交通法に違反した際に作成された、審査請求人の氏名、交通違反日時、場所、交通違反時の状況等が記録された文書に対する開示請求であり、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別されることから、対象公文書の存否を答えることは、特定の個人が道路交通法に違反した事実の有無という条例第7条第1号の不開示情報を開示することになるため、実施機関が対象公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると考えられる。

ウ その他の意見について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、本件審査請求において処分の取り消しを求めているのは、「一般的な情報公開ではなく、個人情報の開示請求」である旨を主張している。

これは、審査請求人が、本件処分を鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第11条の規定に基づく保有個人情報開示請求に対する処分と混同しているためと考えられる。

しかし、条例第5条の規定に基づく公文書開示請求に対する処分と鹿児島県個人情報保護条例第11条の規定に基づく保有個人情報開示請求に対する処分は、それぞれ別個の条例に基づく処分であるので、それぞれに審査請求を行う必要がある。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。